

議案第 8 1 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 24 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

大阪府知事からの権限移譲による採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）及び大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）に基づく事務の一部を処理することに係る手数料並びに引続き農業経営を行っている旨の証明の交付に係る手数料を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市手数料条例の一部改正)

第1条 羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第12中21の項を22の項とし、20の項の次に次のように加える。

21	引続き農業経営を行っている旨の証明	1件	200円
----	-------------------	----	------

第2条 羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第13」を「別表第15」に改める。

別表第12を別表第15とし、別表第11を別表第14とし、別表第10を別表第13とし、別表第9を別表第10とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第11(第2条関係)

採石法関係

項	事務	単位	金額
1	採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による岩石の採取計画の認可の申請に対する審査	1件	52,000円
2	採石法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1件	33,000円

別表第12(第2条関係)

砂利採取法関係

項	事務	単位	金額
1	砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による砂利の採取計画の認可の申請に対する審査	1件	37,700円
2	砂利採取法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1件	17,000円

別表第8を別表第9とし、別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別

表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6(第 2 条関係)

大阪府屋外広告物条例関係

	事務	単位	金額	
大阪府屋外広告物条例(昭和 24 年大阪府条例第 79 号)第 3 条第 1 項、第 8 条の 2 第 1 項又は第 15 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する許可の申請に対する審査(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条に規定する届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合を除く。)	アドバルーン	1 個	650 円	
	広告幕	1 枚	350 円	
	立看板	1 枚	200 円	
	はり紙又ははり札	100 枚	250 円	
	広告塔又は広告板(広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。)	2 平方メートル未満のもの	1 件	450 円
	2 平方メートル以上 5 平方メートル以下のもの	1 件	1,000 円	

備考

- 1 広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。
- 2 はり紙又ははり札の枚数の計算については、100 枚に満たない端数は、100 枚とする。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。